

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算すること。積算を行う上での留意点は以下のとおり。

なお、落札者には「第1 入札手続」の13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めるので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定を行うこと。

(1) 入札価格に係る算出方法（別紙2「第2 業務仕様書」参照のこと）。

- 1) 入札に係るガソリン（レギュラー）、ディーゼル単価については、資源エネルギーが公表するガソリン及びディーゼル一般小売価格の茨城県における週次調査価格から消費税を除した価格をベースに積算するものとする。
- 2) 入札価格は品名ごとの上記単価に「第2 業務仕様書 別紙「2024年度ガソリン及びディーゼルの単価契約に係る発注見込数量」を乗じて算出した合計金額とする。

(2) 契約単価に係る算出方法（別紙2「第2 業務仕様書」参照のこと）。

- 1) 本契約に係るガソリン（レギュラー）、ディーゼル単価については、資源エネルギーが公表するガソリン及びディーゼル一般小売価格の茨城県における週次調査価格から消費税を除した価格に、落札時値引き率を乗じた価格とする。
- 2) 落札時値引き率はガソリン、ディーゼルともに、「入札金額における単価 ÷ 資源エネルギーが公表した一般小売価格（入札直近の茨城地区における月次調査価格とする。

(3) 消費税について

- 1) 上記(1)及び「第1 入札手続」の10.のとおり、入札書には消費税等を除した金額を記載すること。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行う。
なお、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となる。
- 2) ディーゼルの消費税を除する際は、あらかじめ調査価格から軽油取引税分を引いた上で除するものとし、その後軽油取引税を加えるものとする。

2. 請求にかかる留意点

(1) 対価の請求については月末締めとし、該当月分の給油実績に単価を乗じて算出した金額に法令所定の消費税及び地方消費税を加算して請求すること。

(2) 上記請求金額を記載した請求書及び明細書は「(独)国際協力機構筑波センター総務課」へ翌月末日までに送付すること。年度末においては翌月10日までとし、期限を厳守すること。

(3) 請求時には、車両ごとの給油日、給油品目、給油量及び給油場所等を記載した明細書を添付すること。

3. その他留意点

資源エネルギー庁の公表する価格が大きく変動し、当初の契約単価が大きく変動する場合は、その月の最終週の公表価格を適用することとし、その翌月から変更後の単価を使用することとする。この単価に落札時値引き率を乗じた価格とする。この場合には請求書に積算内容を記載すること。